

Title	現代中国学者間に於ける井田論の研究 (上)
Sub Title	
Author	李, 永霖
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.1 (1921. 1) ,p.81- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210101-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會の改革に従ひ洋服界の理想も漸次向上し
生地、スタイル、俱に精選、改良に向ふ。店主は
常に歐米斯界の新潮に觸れ、嶄新低價を旨とし
日夜努力す。乞ふ是非御一覽を

御一報次第參上

慶應義塾御用

小川洋服店

芝區愛宕町三丁目五番地

電話芝三八九四番

雜 錄

第三款 租税との關係
第四款 田量尺度との關係
第二章 外國に於ける類似制度との比較研究
結 論

現代中國學者間に於ける
井田論の研究(上)

李 永 霖

目次

總 論

第一章 古典籍の吟味考證による研究

第一節 一般的研究

第一款 詩經

第二款 夏小正

第三款 孟子

第四款 春秋、左傳、周禮、王制、公羊傳、穀梁傳、韓詩外傳、食貨志、何休公羊解詁等

第二節 個別的研究

第一款 封建制度との關係

第二款 所有權との關係

第十五卷 (八一) 雜 錄 現代中國學者間に於ける井田論の研究

第一號 八一

井田制度の研究は其井田制度が或は中國大古に於て一村落若しくは大家族團體の共同耕作の行はれし遺物に非ざるやと疑はるゝ點に於て重大なる意義を有す。然れども一層重大なる問題は果して斯くの如き井田制度が中國古代に於て存在せしや否やの問題是也。抑々井田制度有無の研究方法として多々有るべしと雖も(註一)最も普通に用ひらるゝものは其を録する古典籍の吟味考證なり。尤つともこは最つとも普通に用ひらるゝ方法と云ふ而已にして決して最とも精確なる方法と云ふ意味には非ず。蓋し中國は古代獨逸民族に關する詳細なる實地視察の記録たる Caesar の De Bello Gallico 及び Tacitus

の Germania の如きものを有せざれば也。中國に於て詩經及び夏小正を除く外其史料價值の疑はれざるものなく比較的信用せらるゝ詩經及び夏小正も憾らくは片言隻語の間に中國古代の田制の面影を髣髴たらしむるに過ぎずして其解釋如何によりては却つて正反對の結論に達せしむ。尤つとも詩經及び夏小正以外の典籍は全然其史料價值を缺くものには非ずして唯後代の學者が當時の事實に自己の理想或は想像を加へたる點有るが故に其等を讀む際に史事、文字、文體、思想、及び旁證等の諸點より注意して決つて盲目的に信用すべからず。(註二) 吾人は此意味に於ける典籍として孟子、周禮、左傳、春秋、穀梁傳、公羊傳等を擧ぐることを得。

次に用ふべき普通の研究方法としては外國の類似制度を比較的研究すべきもの也。尤つとも是れに就きては細心の注意を必要とするや明らか

も斯かる傾向存在す。今次に井田制度有無の研究上の解釋を述べんとす。

(イ) 胡適之先生一派の所論

(a) 周の時代に於ては土地は共有共用せられたること無かりしこと。

詩經の甫田には次の如き句有り。

大田多稼、既種既戒。既備乃事。以我覃

耜、俶載南畝、播厥百穀、既庭且碩、曾孫

是若、既方既皂。既堅既好、不稂不莠、去

其螟螣及蟊賊、無害我田穉。田祖

有神、秉畀炎炎。有渰萋萋、興雨祁祁、

雨我公田、遂及我私。彼有不穫穰、此

有不斂穧。彼有遺秉、此有滯穗。伊寡

婦之利、曾孫來止、以其婦子、饁彼南畝、

田峻至喜。來方禋祀、以其騂黑、與其黍

稷、以享以祀、以介景福。

茲に所謂公田とは其意公家に屬する田にして

か也。されば吾人先づ井田制度有無に關して典籍の吟味考證より研究をば初め之れを分ちて一般的研究と個別的の研究となし後者をば更らに封建制度との關係より考察するもの、田量尺度より考察するもの、所有權の發達より考察するもの及び租稅の方面より觀察するもの等に小別す。此方法を終れば外國に於ける類似制度との比較研究方法を述べん。

(註一) 加藤繁先生著支那古田制の研究、三頁

(註二) 胡適之先生著中國哲學史大綱 上卷、十九頁—二十四頁

第一章 古籍の吟味考證による研究

第一節 一般的研究

第一款 詩 經

古籍中詩經は最も信用せらるゝと雖も其解釋の如何によりて其結論は正反對のものたる事は已に述べしが如し。古田制に就きては最も

人民をして佃作(或は小作)せしむるもの也。

決して助法特有の公田と云ふ意に非ず。惟ふ

に當時土地は私有せられ居たりしものにして

公家なる上の階級が私有せし土地をば公田と

呼び反之下の階級に屬する一般人民の所有せ

し土地をば私田と云ふに外ならず。

従つて詩の楚茨

信彼南山、維禹甸之、酌匭原隰、曾孫田

之、我疆我理、南東其畝、上天同雲、雨

旣霽、益之以秣霖、旣優渥、旣霑旣足、

生我百穀。疆場翼翼、黍稷彙彙、曾孫之穡、

以爲酒食、畀我尸眉、壽考萬年中、田有

盧疆、場有瓜、是剝是蒞、獻之皇祖、曾孫

壽考受天之祜。祭以清酒、從以騂牡、

享于祖考、執其鸞刀、以啓其毛、取

其血嘗。是烝是享、苾苾芬芬、祀事孔明、先

祖是臯、報以介福、萬壽無疆。

れを擔ぎ出して滕の君臣に對して説くも
 のとは考へられず。假令之れを説けりこ
 なすも三尺の童子ならばいざ知らず文公
 或は畢戰の如き人物を説得すること到底
 不可能なり。孟子が一點の疑もなく公田
 を以つて助法特有のものとなし亦滕の君
 臣も毫も之れを怪まざりしは甚だ有意味
 のことに非ざるか、仍つて之れを考ふる
 に土地公有の昔に於ては民は土地を私有
 せざると同時に君も亦私有財産の形式を
 以つて土地を所有せざりしなるべし。別
 に公家が私有財産として所有する土地存
 在せざりしなるべし。(註二)實に詩經に在
 る公田の文字は井田制度存在の證據也。
 (註二)
 (b)斯くの如く土地が共有せられたりとせば土
 地を私有すと云ふが如き事は誤なること。

たり。(建設第二卷第一號一五八頁參照)
 (註三)建設第二卷第一號一七二頁參照

(ハ)私見、

斯くの如く一方に公田を以つて貴族の祿田
 となし曾孫を以つて佃戸となす他方に公田は
 八家の同養する田にして曾孫とは成王を指す
 なりと云ひて兩々相降らずと雖も筆者惟ふに
 他の事情より考へて寧ろ胡適之先生一派の所
 論に賛成して以つて當時土地は共有せられた
 るものに非ずとなす。然れども又當時土地は
 私有せられたるものにも非ずとなす點は胡適
 之先生一派の所論と異なるもの也。要するに
 詩經に在る公田、中田有瓜、及び曾孫等の文
 字を以つて井田制度の存在をば證明し得ずし
 て當時の土地の所有權は諸侯之れを握り領土
 權國王之れを掌握し一般人民は諸侯の所有地
 を小作すとすもの也。

詩經の人有土田なる句は土田と人民とを
 對立せしめて有の字を擧げたるものなれ
 ば之れが私有的の意味に非ざるや明らか
 也。(註三)

(c)信南山云々及び甫田云々なる句に在る曾孫
 なる文字は必らず成王を指示し決して田主
 を指すものに非ざること。

信南山云々及び甫田云々中に在る曾孫は
 必らず成王を意味するは勿論已に掲げた
 る惠我文王、曾孫篤之(維天之命)に在
 る曾孫及び噫嘻成王(噫嘻)に在る成王は
 同一なり。

(註二)此文は加藤先生の所論と大體に於て同様なり。(支
 那古田制の研究一一二頁一一三頁)蓋し胡漢民先生
 が加藤先生の所論を是認せられたれば也。(建設第二
 卷第一號一五三頁)

(註三)廖仲愷先生は詩經の雨我公田遂及我私を以て井田
 制度不存在に關する疑なき證據となすを得せせられ

第二款 夏小正

理學博士新城新藏先生の最近の研究に依れば
 (藝文第四年第五號支那上代の曆法に於て)夏小
 正の論する天體現象は全たく周初即ち西曆紀元
 前一千年頃の觀象に一致す。従つて夏小正なる
 書は西周の初年に編纂せられたるものにして其
 記する所の天文、農事は周の初に於けるものな
 り。(註二) 胡漢民先生一派は夏小正の所論を以
 つて周代に於ける井田制度の傍證となすを得と
 云ふ。然るに胡適之先生一派は何等之れに言及
 する所なし。こは惟ふに胡適之先生一派は夏小
 正中に在る初服于公田なる句に於ける公田を
 ば已に詩經の公田を述べたると同じく公家の私
 有する土地と解したるものなるべし。蓋し若し
 胡適之先生一派にして胡漢民先生一派の所論を
 承認したらんは胡適之先生一派は決して其後
 詩經の公田の意味をば公家の私有地と一貫して

反駁せざりしならん

筆者は夏小正の初服于公田に於ける公田の意義に就きても已に詩經を取扱ふ際に述べたると同様な地位に在るものにして夏小正中の公田の文字を以つて決して井田制度の存在を證明すること全然不可能のことに屬すとなすものなり。

(註一) 理學博士新城新藏先生の支那上代の曆法(藝文第四年第五號參照)

第三款 孟子

孟軻は其當時に於て知り得らるゝ限の田制に關する智識を有せしものゝ如し。田制を研究せしものは彼孟軻を以つて嚆矢となす。蓋し孟軻以前の人々は却て田制に限らず古代の制度に就きては簡單なる抽象を愛し具體的に明言せざれば也。尤も古田制に關する孟軻の議論は其當時に於て知り得らるゝ限りの智識を其著孟子

に於て述べたりと云ふに止まり決して其所説は總て精確なりと云ふには非ず。蓋し夏周の田制は彼を距たる事四五百年乃至千七八百年の昔なれば也。茲に於てか孟子を信するもの乃至孟子を擁護するもの一方に存する他方孟子を全然否認し去るもの有る所以なり。即ち現代中國學者に於て胡漢民先生を首となす、廖仲愷、朱執信兩先生の一派は前者に屬し反之胡適之先生(又は胡適)を其指導者となす李融伍先生の一派は後者に屬す。次に此兩派の所論を掲げて以つて孟子の價値を窺はんとす。(註)

(註) 孟子の古田制に關する所論中最も重要にして又最も詳細なりと思惟せらるゝ部分は滕文公章句上の滕文公問爲國の一節なり。

夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹。其實皆什一也。徹者、徹也。助者、藉也。龍子曰、治地莫善于助。莫不善于貢。貢者、校數歲之中以爲常。樂歲粒米狼戾多取之而不爲虐。則寡取之。凶

年歲其田而不足、則必取之盈焉。爲民父母、使民盼盼然將終歲勤動不得以養其父母、又稱貸而益之、使老稚轉乎溝壑、惡在其爲民父母也。夫世祿膠固行之矣。詩曰、雨我公田、遂及我私。惟助爲有公田、由此觀之、雖周亦助也。(第一段) 使畢戰問井地、孟子曰、子之君將行仁政、選擇而使子、子必勉之。夫仁政必自經界始。經界不正、井地不均、穀祿不平。是故暴君汙吏必慢其經界。經界既正、分田制祿、可坐而定也。(第二段) 請野、九一而助。國中、什一使自賦。廩以下必有圭田、圭田五十畝、餘夫二十五畝。死徒無出鄉。鄉田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦。方里而井、井九百畝、其中爲公田、八家皆私百畝、同養公田。公事畢、然後敢治私事。所以別野人者也。(第三段)

(イ) 胡適之先生一派の所論

(a) 孟子自身も實際周代の田制は畢竟如何なるものなるやを知らず唯自己の想像を以つて田制を構成したるものなれば其所論に何等歴史の根據なきこと

上記せし孟子の所論の第一段は實に明瞭を欠けるものにして惟助爲有公田の

如きは畢竟徹法及び貢法には公田なきを示し又雖周亦助也を見れば孟子は實際周代の制度は果して如何なる制度なりしやを知らざる事を示すものにして唯孟子自己の想像を以つて其詩の裏に一種の公田制を構成したるものなれば孟子の此論を以つて井田制度の存在を明らかにすを得ず。(註二)

(b) 詩經中の公田なる文字を如何に解釋すと

(註二) 雖も孟子の私田なる文字は決して農夫の享有する公産を意味するものには非ずして唯貴族の祿田を指すこと。

第三段に於て孟子の説ける私田なる文字の意義をば貴族の祿田となさずんば換言すれば佃民(或は佃戸)は決して田主には非ずとなさざれば次の如き不都合を生ずべし

(1) 第二段に述ぶる分田制と第三段

に述ぶる八家皆私三百畝、同養公田、或は卿以下必有圭田とは矛盾して其連絡を欠くこと。

(2) 當時には嚴然たる階級制度存在し居たるものにして詩經にも見ゆる如く人民は貴族の下に默示的に絶對服従或は臣屬したるものにして一般人民は決して土地を私有することなく殊に當時戦争を行ひて諸侯競ひて奴虜を獲得せしは(註三)其意全たく彼等奴虜を伴ひ歸りて土地を小作せしめんとしたるものにして決して土地を彼等に分配し附與したるものに非ざる理を理解し得ざる事。

(c) 孟子の井田制は一種の經界的計畫に過ぎずして決して根本解決たる共產制度に非ざる

こと。

孟子は當時佃種せる田を取り來り之れを畫清疆界して初めよりもう一度農民に之れを分配し換言すれば現在に於ける田主の誰彼なく其長さを截りて其短さを補ふてう一遍の經界的手續を経て凡ゆる佃戸に平均的佃田を分配して彼等佃戸をして其耕する土地は比較的信用し得べき一種の恆産たるを悟らしめ其佃戸の所有主の變推を禁止せんとする計畫にして之れを以つて一種の共產制と看做すは大なる誤解なり。(註四)

倚此觀之胡適之先生一派は孟子は已に述べたるが如く井田制度とは何等關係なき春秋、詩經の章句を曲解して井田制度なる想像物に結付けたるものにして其井田制度は批古改制的のもの或は戰國時代の大規模の Utopia に外ならずとな

すもの也。

(註一) 建設第二卷第一號百六十頁參照

(註二) 第一章第一節第一款參照

(註三) 左傳に見ゆる次章句參照

昭六年——鄭伯侵陳、大獲。

成八年——鄭伯門於許東門、大獲。

昭十三年——晉荀吳侵鮮虞、大獲。

昭十七年——陸渾子奔楚、其衆奔甘戎、周大獲。

昭十八年——齊人襲郟、盡俘以歸。

哀四年——楚誘蠻氏、遺氏盡俘以歸。

(註四) 建設第二卷第一號、百六十一頁及び百六十二頁參照

(イ) 胡漢民先生一派の所論

(a) 古代の井田制度に關する智識に就きては孟子を除きて他に信用すべき書なく又孟子の説く井田制度論に歴史の根據の充分有るの理無ければ古代の井田制度は或は孟子の所論に一致するものに非ずやと思惟し得ること。(註一)

孟軻以前に於ては誰れも井田制度を研究したる人なし。と云つて孟子の井田制度に對して疑を挾むことを得ず。却つて他の事情を考ふる時は孟子の田制論は實際存在せし田制に同じきものと考へ得るもの也。

(b) 孟子の私田なる文字は決して貴族の祿田を指すものに非ずして必らず農夫の享有する公産を意味すること。

孟子は明白に方里而井、井九百畝、其中爲公田。八家皆私三百畝、同養公田。と云ひ而して茲に所謂百畝を私する八家とは確かに農夫を指すものなれば公事畢然後敢治私事。所以別野人なる句生ずる所以也。今若し此の私田をば貴族の祿田となし農夫の公産とせざる時には次の如き不都合生ずべし。

(1) 八家は各々百畝の田を享有し得ず且

つ卿大夫の祿田の中央に公田存在するに至り斯くては一井の地をば八家並びに卿大夫に分配し彼等をして俱に其中央に位する公田を耕作せしむることゝなり奇怪なる事實を生せしむべく又斯くの如きは實際上不可能なること。(註二)

(2) 卿以下必有圭田(第三段)と世祿(第一段)及び分田制(第二段)とは連絡し得ず又解釋し得ざることゝなるべし。(註三) 私田を以つて貴族の祿田となすに非ずんば卿以下必有圭田の意味と分田制、祿及び世祿の意味とを了解し得ずとなすが如きは是れ全つた夫世祿滕固行^レ之矣の一句を誤解せるによる。換言すれば此一句をば決して貢を説明し助

を説明する間に挿入すべからざることゝ其句の下に分田制、祿及び卿以下必有圭田の句が有ることゝより直に世祿を以つて中心となせし結果孟子の計畫活動は唯滕の貴族的世祿制度上に在るに過ぎずと結論したるものにして其實此句が上文の爲民父母に繋ることを忘却したるもの也。惟ふに此の夫世祿滕固行^レ之矣なる句は貴族而已に禮厚くして人民に甚だ薄きことを説きたるものにして滕の文公を責めたるものなれば何等田制に關して重大なる關係を有せず。分田と制祿とは別々の事件にして又圭田五十畝と餘夫二十五畝との對立せるを觀れば井田制度の組織内容を明らかに知り得べきこと。(註四)

(c) 孟子の井田制は決して唯一種の經界的計畫には非ずして根本解決的共産制度なること。

孟子が經界不正、井地不鈞、穀祿不平と云へるは蓋し經界不正の結果井地は均からざるに至り従つて穀祿平等ならざるを説けるものにして更らに孟子が三代に行はれたる各方法を折衷して助法を以つて最善のものとして之れが推行を論じ又方里而井、井九百畝、其中爲公田、八家皆私、百畝、同養、公田、公事畢然後政治、私事、所以別野人、也。と云ひて各人民をして恆産を所有せしめんと論ずるを觀れば孟子の井田制は根本解決的と云ふことを得。

(註一) 建設第二卷第一號 一五二頁

(註二) 同上、一七二頁

(註三) 同上、一七二頁

(註四) 胡適之先生は斯かる胡漢民先生の所論に嫌たらずして夫世祿滕固行^レ之矣の一句は非常に多大なる意義を有するものにして今文氣より考ふれば爲民父母は決して夫世祿云々の關係を有せざれば胡漢民先生の所論の如く此句は上文たる爲民父母に係るものに非ず。又卿以下必有圭田なる句をば九一而助、什一使、自賦一なる句と死徒無出郷、郷田同井なる句との間に挿入せんことを推測するには貴族而已に厚くして平民に薄きことを説きし而已に止まらざるものとせり。

(ハ) 私見

抑々孟子の思想の中心をなすものは實に先王の道即ち王道也。而して王道の核たるものは茲に論ずる井田制度に外ならず。彼れの所謂仁政も又仁義も總て此井田制度に於て而已實行し得るもの也。井田制度が黃帝より發生したるものとなす論は寔に此事情を語るもの也。彼の説く井田論は實に王道なる立脚點或は出發點を中心として彼が讀みたる詩經或は夏小正に在る公田なる文字に彼獨特の思想即

ち理想をば彼の想像より加へ以て作られたる也。然れども彼の所論に於ける事實上の證據たる詩經或は夏小正の公田が貴族の祿田を指示して八家同養の公田を意味するものに非ずとせば自ら彼の論ずる井田制度を根底より破壊せらるゝに至るべし。又彼の云へる私田なる文字も決して農夫の所有したるものに非ずして唯農民が佃作する田を指すに外ならずして公田も私田も俱に貴族の祿田也。孟子が私田と云ひしは是れ已に述べたる公田を以つて公家の土地となしたるに對して私田と云へるに過ぎず。蓋し當時一般人民は土地を所有することなく土地の領土權は國王に土地の所有權は諸侯に屬せしが故也。

第四款 春秋、左傳、周禮王制、公羊傳、穀梁傳、韓詩外傳、食貨志、何休公羊解詁等

(イ) 胡漢民先生一派の所論
(a) 春秋
春秋と井田制度との關係は消極的也。何故に消極的と云ふやに就きては決つして春秋中に井田制度其物に關して何等論ずる所なしと雖も其中に在る初稅畝の文字より解して以前に存在せし井田制度が宣公十五年に至りて初めて消滅したりとなすが故に外ならず。今春秋の宣公十五年を觀るに次の句有り。

春、公孫歸文會楚子于宋
夏、五月宋人及楚人平
六月癸卯晉師滅赤狄潞氏、以潞子嬰兒歸秦人伐晉
秋、螽、
仲孫蔑會齊高固于無婁
初稅畝

冬 蠶生、
饑、

此場合に於ける初稅畝は次に述ぶると同様の意義を有す。

- (b) 左傳、初稅畝、非禮也。穀出不過藉以豐財也。
- (c) 公羊傳、何譏乎始履畝而稅、古者什一而藉、初者始也、古者什一、藉而不稅……古者三百步爲一里、名曰井田。井田者九百畝、公田居一。私田稼不善、則非吏公田稼不善則非民……
- (d) 論語、哀公問於有若、曰、年饑用不足、如之何。有若對曰、盍徹乎。曰、吾猶不足、

如之何其徹。對曰、百姓足、君孰與不足、百姓不足、君孰與足。

是等の場合に於て觀れば初めて宣公が井田制度を廢して畝に稅し其後荒作たらば重き稅を課し終ひに百姓は其田を放擲して之れを耕さざるに至り有若が哀公に勸めて徹法的井田制度を回復せば一方に民の衣食は足り他方には稅の收入は益々豊となり經濟上、社會政策上及び財政政策上甚だ良好なる結果を齎すべしとなせしことを知る。(註二)先王の政に乗れると號する魯の國に於て然るが故に其他の諸國に於ける井田制度も其時或は以前に於て崩壞せしや明らかなり。(註三)決して井田制度は孟子の批古改制したるChouには非ず。

然らば何故斯かる井田制度は其時に至りて崩壞せしや即ち井田制度崩壞の原因如何と云ふに吾人は

- (1) 人口の増加、(註三)
 - (2) 生産業の發達と商人の發生、(註四)
 - (3) 社會の上に位する者が横暴にして且つ恣に收斂せしが故に農民は略に安んじて耕作に従事するを得ざりしこと、(註五)
 - (4) 長期に亘る戰爭の頻發、(註六)
- 等の諸原因を擧ぐることを得、

(註一) 建設第二卷第一號一五四頁參照

(註二) 建設第一卷第三號、胡漢民先生の中國哲學史の惟物的研究五二〇頁——五二三頁參照

其中に引證したる古典の文は次の如し。

大田、刺幽王也。言於寡不能自存。(詩經雨我公田第三章) 時巨思古以刺之。(鄭箋)

信彼南山、惟禹甸之。响响原隰、曾孫田之。我疆我理、南東其畝。(詩經)

信南山、刺幽王也。不能修成王之業、疆理天下、以奉禹功、故君子思古焉。(詩序)

魏風十畝之間(詩經)

吾其國削小民無所居焉。(詩序)

古者一夫百畝、今十畝之間、往來閑閑然、削小之甚。

(鄭箋)

魏地陔隘、一夫不能百畝。(正義)

魏風作於周平桓之世、因土地陔隘、就弄到一夫十畝(同)

不稼不穡胡取禾三百廩兮(詩經)

稅畝者何、始廢畝而稅也。何譏乎始廢畝而稅、古者什一而藉(公羊傳)

初稅畝者、非公之世、公田而履畝十取一也。(穀梁傳)

(註三) 當時人口の増加の甚しかりしは已述の魏風及び今人有五子不爲多。子又有五子。大父未死、而有二十五孫、是以人民衆而貨財寡、事力勞而供養薄と云へる韓非子を觀るも明らか也。

(註四) 審曲面勢、以飭五材、以辨民器によりて百工の専門となりしを窺ふ可く千産の云へる昔我先君桓公與商人、皆出自周。庸次比耦、以艾殺此地。斬之蓬藜、而共處之。世有盟誓、以相信也。想是桓公、得國的時候。利用他的財力。所以要和他誓相守。後來弦高也以一商人。居然却秦存鄭。這種商人便有豪奪農民的手段。管仲相桓公。通輕重之權、說、歲有凶穰。故穀有貴賤。令有緩急。故物有輕重。人君不理、則畜買游於市乘。民之緩急。百倍其本。故萬乘之君、必有萬金之買。千乘之國必有千金之買者。利有所並也。

計本量委則足矣。然而民有飢饉者。穀有所藏也。の言を觀れば一方に商人なる階級が發生して益々交換の衝に當り以つて富を蓄ふるに反し、他方農民は富を奪はれ老弱なる者は溝梁に轉び落ち壯者は四方に離散するに至りしことを知るべし。

(註五) 貴族階級の過歛と井田制度の崩壞とは因果關係をなす。

(註六) 土地の兼併には

(1) 土地の附庸

(2) 戰爭

の二種有り。春秋には附庸なる文字を觀ること僅かに三つに過ぎずと雖もとは已に諸小國が大國に多く併合せられ居たるが故也。又左傳に凡師有鐘鼓曰伐。無曰侵。輕曰襲と云へるも侵襲とは畢竟名目の相違に過ぎずして其實共に一種の擄掠行爲なり。

(ロ) 胡適之先生一派の所論

(a) 春秋

初稅畝なる句は井田制度と何等の關係を有せざる也。抑々賦と税とは別のものにして前者は地方が中央に貢するを意味し平時に於ける貢賦と戰時に於ける貢賦(註一)とは

二種有り。後者は純然たる地租 Land taxes にして古代に於ては行はれざりき。然るに其後賦以外に尙ほ地租を徵收するに至りたり。蓋し國費は唯賦而已を以つては足らざるに至りたるが故也。されば初稅畝は井田制度と寸毫の關係をも有せず。(註二)

(b) 左傳

初稅畝非禮也。穀出不過藉以豐財也。に於ける藉は其訓借にして其意味は民力を藉りて田を耕し以つて其收獲を得んとすること是也。されば藉は賦にして或は平時の徵收をば藉と稱し戰爭勃發して臨時に車徒を徭役するを賦と云へるものなる可し。實に孟子が公田藉而不稅と云へるに固泥して斯かる解釋をなせしならん。此初稅畝なる句も井田制度とは何等の交渉を有せざるや當然也。(註三)

周禮

周禮を以つて周代の制度を誤なく記せしものとなし其によりて周代には井田制度存在せりと云ふもの有り。雖も此書は偽書にして固より信用するに足らず。蓋し周禮は孟子、王制以後の書にして孟子を基本となしたるものにして孟子は曾て此書を見たることなく又王制を作りし諸博士も見たること無きが故なり。惟ふに周禮を作りし人は尙書左傳孟子、王制をば熟讀したる人なるべく其中に説かる、井田制度は非常に詳細且つ整齊なりと雖も孟子等の説く井田制度とは聊か其所論を異にす。例へば當時の中國は其領域廣大にして秦以前の其に比して倍加せしが故に周禮は

大司徒。凡造都鄙、不易之地家百畝、一易之地家二百畝、再易之地家二百畝。

遂人。上地夫一廛、四百畝、萊五十畝、餘夫亦如之。中地夫一廛、四百畝、萊百畝、餘夫亦如之。下地夫一廛、田百畝、萊二百畝、餘夫亦如之。

と云ひて其授田の制は百畝に止まらざりしを示せしが如し。然らば何故當時斯かるDropsを建設するの計畫出現せしやに就きては次の如き諸原因有り。(註四)

(1) 豪族の跋扈

漢の文帝及び皇帝の時代には司馬遷が當此之時、網疏而民富、役財驕盜、或至兼併、豪黨之徒、以武斷於鄉曲、(平準書)

と云へるが如く土地の兼併盛んにして豪族は暴政なりし也。

(2) 貴族外戚の横暴

こは武帝以後の事情也。

(3) 富者は益々富み貧者は益々貧困たるに至りし而已ならず天災水旱幾次も發生して同胞相食むに至りしこと。

此事情は元帝成帝以後の事也、(4) 斯くて其弊害益々加はりたる結果豪富なる吏民の田産を制限するの必要に迫られたること。

哀帝の時師丹は其建議書中に井田制度を述べ更らに

君子爲政、貴因循而重改作。然所以有改者、將以救急也、亦未可詳、宜略爲限。

と云ひしが豪富なる者の反對を受けたり。

當時師丹、孔光、何武等が哀帝に覆奏せし改革辦法は貴族豪民をして田産奴婢の私有と三十頃即ち三千畝を超へざる田の私有とを

許せしかば其後丁傳董賢等は之れを以つて和平的改革なりと非難して反對したり。劉歆は揚雄、王莽(註五)と俱に改革論者なりしかば劉歆が假書を作りたる所以亦知るに難からず。

(d) 王制

王制には

制農田百畝……

古者公田藉而不稅。

等の句有り。然れども王制なるものは漢の文帝の時諸博士が勅を奉じて作りたるものなれば其分田制祿法、井田制度等に關しては全然孟子の所論を敷衍したること元より辯を俟たず。されば王制の所論を以つて井田制度存在の證據となし得ざるや明らか也。

(c) 公羊傳及び穀梁傳

公羊傳及び穀梁傳は都て孟子以後の井田制度論を以て春秋の初税畝を解きたるものなれば之れを以つて孟子の井田制度論を證明し得ざるは勿論更らに古代に於ける井田制度の存在を證明し得ざる也。公羊傳は漢の景帝の時公羊壽及び胡毋生の二人が寫したるものにして又穀梁傳は漢の初め申公江翁の時代穀梁赤が寫したるもの也。穀梁赤をば申公江翁の時代に於ける人となさず或は秦の孝公の時代に於ける人なりと云ひ或は左傳が世に傳はりて後百年餘の頃に於ける人と云ふもの有り。其何時頃の人たるやは論なく兎に角春秋の公羊穀梁の兩傳は孔門春秋派の正傳たるは之れを認むべしと雖も其中に漢代に於ける人が材料を加へ以つて修正したる部分有るを知る。例へば公羊傳中の一章即ち

初者何始也。税畝者何、履畝而税也。何譏乎始履畝而税。古者什一而藉。以上第一段古者曷爲三什一而藉什一者、天下之中正也。多乎三什一、大桀小桀。寡乎三什一、大貉小貉。什一者、天下之中正也。什一行而頌聲作矣。(以上第二段)を觀るに第一段は春秋に存在すと雖も第二段は決して原文には存在せずして其中の大桀小桀なる句は全然孟子が白圭に答ふるの一章を抄襲し孟子が貉の生活程度は簡單政費は又軽く二十而取一を以つて足るとせしを公羊壽及び胡毋生は元來中國の政治は複雑にして政費巨額なれば什一を以つて最低の賦税たらざるべからざるを示して先づ孟子に其根據を發見し無意識の裡に大貉小貉の語を引用したるは此書の偽作なるを暴露せしめたるなり。又伏生尙書多方篇に

在る

古者十税一。多於十税一、謂之大桀小桀。少於十税一、謂之大貉小貉。王者十一而税、而頌聲作矣

に比較せば公羊傳の詐偽を一層明確に意識し得。

次に穀梁傳を觀るに次の如き文あり。

初者始也。古者什一。藉而不税。初税畝、非正也。古者三百步爲一里、名曰井田。井田者九百畝、公田居一。私田稼不善則非吏、公田稼不善則非民、初税畝者非公之去公田而履畝十取一也。以公之與民爲已悉矣。古者公田爲居、井窳葱菲盡取焉。

此文中の以公之與民爲已悉矣は其意味通せずして去公田而履畝十取一は其意味重要なりと雖も徐邈が除去公田之外、又税私田

十之一と解き或は去公田而九家同井、每畝税取其什之一と解くもの有りて其解釋一致せず若し徐邈の解釋に従へば公田尙ほ存在し従つて井田は尙ほ存続し唯徵稅方法而已が變化したることとなり又若し後者の論に従へば假令公田は廢止せられたりと雖も井田は尙ほ依然として存在し、唯稅法が九之一より十之一に變化即ち輕減したることとなり是俱に信すべからざる也。更らに一歩を譲り其解釋の如何を問はずとなすも若し初税畝にして穀梁傳の解釋と一致せば井田制度は魯の宣公の時に存在せしは勿論哀公十二年に大家が注釋をなせし用田賦に依れば魯の哀公の時に於ても尙ほ井田制度は存在せしものと云ふを得れども是れ全然信すべからざる也。(註六)

(f) 韓詩外傳、爾雅、食貨志、何休公羊解詁(註七)

漢の文帝景帝の時韓生は推詩之意、而爲内外傳數萬言たる現存の韓詩外傳四に於て詩經に在る中田有廬疆場有瓜なる句を解して

古者八家而井、田方里爲一井、其田九百畝、八家爲鄰、家得百畝、餘夫各得二十五畝、家爲公田十畝、餘二十畝爲廬舍、各得二公半、

と云へり。是れ穀梁傳を演述したるものにして其中韓生が公田を八十畝となし各家は各々百十畝の田を耕作すとなしたるは其後唱へられたる什一、一在十之外の根原也。然れどもこは恐らく韓生が穀梁傳に在る公田爲居、井灶菑盡取焉を以つて中田有廬疆場有瓜なる詩を連想して餘夫二十畝爲廬舍と計算せしものなるべし。こは清楚極まる井田制に非ずして何ぞや。爾雅は漢代

如斯古典籍中の文字を以つて井田制度存在の證據となすは當然不可能の事也。

(註一)孟子が耕者助而不税を希望して課税に賛成せる事及び國中什一使自賦と云ふを觀れば賦と税との相違は明瞭識別するを得。

(註二)建設第二卷第五號九二頁に在る季融五先生の所論參照

(註三)同上、

(註四)建設第二卷第一號一六八頁——一六九頁參照

(註五)王莽は自ら天下を取れる後

更名天下曰曰王田、不得賣買其、男口不、過八而田過二井者、分餘田與九族鄉黨、犯令法、以法なる勅命を出して、Dio Cassius を建設せんとせしが久しからずして此 Dio Cassius 崩壞せり。

(註六)建設第二卷第一號一六四頁——一六六頁參照

(註七)建設第二卷第一號一六七頁——一六九頁參照

(ハ)私見

春秋、左傳、公羊傳、穀梁傳等に見ゆる初稅畝なる文字が井田制度の存在に何等の論據を與ふるものに非ずとなすの點に於て筆者は胡適之先生一派の所論に同意す。乍然胡適之先

の經說を輯成したるものにして又其後の學者は漢儒の經說を以つて此の爾雅をば注釋したるものなれば之れを周公が作り孔子が完成したるものとなすが如きは實に言語同斷なり。

食貨志は元來韓詩外傳と周禮とを參酌して作られたるものにして其所論に於て韓詩外傳に在る公田十畝餘二十畝爲廬舍を採用せしかば其説く井田論は從來の夫れとは異なるもの也。

何休、公羊、解詁と周禮、孟子、王制、韓詩外傳、食貨志等を參照して井田論を組立てたり。其所論は周禮の三等授田制を廢して一律に各人百畝を受くるものとなし其調劑策として三年一換主易居なる句を加へたり。

春秋井田記、後漢書劉寵傳は何休の説と同なり。

生が古代に於ては税なるものなしと云へるに對しては反對せざるを得ず。蓋し當時一般人民が諸侯の所有地を佃作する以上は又國費の増加する以上は當然諸侯は一般人民に税を課したるが故也。然れども貢なるもの決して存在せずと云ふには非ず。(未完)

親族關係と社會組織(上)

野村兼太郎

本論文は W. H. R. Rivers 著 "Kinship and Social Organisation" の抄譯紹介である。

此の論文の目的は親族關係と社會組織との密接なる關係を明確にしやうと云ふにある。加ふるに是等の關係の根底をなす結婚制度に就いて少しく論じやうと思ふのである。